（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（法第九条第一項各号に掲げる事業）

第七条　法第九条第一項各号に掲げる事業として、建設雇用改善助成金を支給するものとする。

同条の次に次の四条を加える。

（建設雇用改善助成金）

第七条の二　建設雇用改善助成金は、建設教育訓練助成金及び建設雇用改善推進助成金とする。

2　建設教育訓練助成金は、第一号に該当する者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する者であること。

イ　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定に係る職業訓練又は同法第二十七条の二第二項において準用する同法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練（以下「認定訓練」という。）を行う中小建設事業主（法第二条第五項に規定する事業主であって、資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下又は常時雇用する労働者が三百人以下であるものをいう。以下同じ。）又は中小建設事業主の団体若しくはその連合団体（以下「中小建設事業主等」という。）であって、当該認定訓練の運営に要する経費について雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号。以下「雇保則」という。）第百二十一条に規定する広域団体認定訓練助成金（以下「広域団体認定訓練助成金」という。）の支給又は同条に規定する認定訓練助成事業費補助金（以下「認定訓練助成事業費補助金」という。）の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助を受けるものであること。

ロ　その雇用する建設労働者に対し、認定訓練を受けさせ、かつ、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該認定訓練を受けさせる期間について支払う中小建設事業主であって、雇保則第百二十五条第一項に規定する訓練等支援給付金（同条第二項第一号イ及びロに該当する場合に係るもの（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。）に限る。以下「訓練等支援給付金」という。）の支給を受けるものであること。

ハ　次のいずれにも該当する建設労働者の技能の向上のための実習（中小建設事業主等が自ら行うもの及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十七条第一項に規定する登録教習機関（以下「登録教習機関」という。）に委託して行うものに限る。以下「技能実習」という。）を行う中小建設事業主等であること。

(1)　技能実習の内容が建設工事における作業に直接関連するものであること。

(2)　技能実習の時間が合計十時間以上であること。

(3)　技能実習を受ける建設労働者の数が五十人未満であること。ただし、技能実習の内容等を勘案して当該技能実習を適切に行うことができると認められる場合には、この限りでない。

(4)　技能実習の指導員が当該技能実習の内容に直接関連する職種に係る職業訓練指導員免許（職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許をいう。以下同じ。）を有する者、一級の技能検定（職業能力開発促進法第四十四条第二項に規定する技能検定をいう。以下同じ。）に合格した者その他これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ニ　その雇用する建設労働者に対し、次のいずれかに該当するもの（以下「技能実習等」という。）を受けさせる中小建設事業主であって、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該技能実習等を受けさせる期間について支払うものであること。

(1)　技能実習

(2)　技能検定

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、建設労働者の技能の向上のために適切であると認められる実習

ホ　次のいずれにも該当する建設労働者の技能の向上のための教育訓練であって、通信制によるもの（以下「通信教育訓練」という。）をその雇用する建設労働者が受講するに当たり、当該通信教育訓練に係る受講料の全部又は一部を負担する中小建設事業主であること。

(1)　教育訓練の内容が建設事業に直接関連するものであること。

(2)　教育訓練の期間が三箇月以上十二箇月以内であること。

(3)　教育訓練の内容及び方法が建設労働者の技能の向上のために適切であると認められるものであること。

ヘ　建設工事における作業に係る職業訓練を実施する職業訓練法人（職業能力開発促進法第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当し、かつ、建設工事における作業に係る職業訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められるもの（以下「職業訓練推進団体」という。）であること。

(1)　数都道府県にわたる地域における事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の相当数が、当該職業訓練法人の社員であるもの又は当該職業訓練法人の基本財産の拠出をしているものであること。

(2)　建設工事における作業に係る職業訓練の実施に適した職業訓練施設を運営するものであること。

ト　職業訓練推進団体であって、認定訓練の実施に適した施設又は設備の設置又は整備を行うものであること。

チ　中小建設事業主であって、その雇用する建設労働者が職業訓練推進団体の実施する職業訓練を受講するのに要する経費であって、助成を行うことが必要であると認められるものを負担したものであること。

リ　中小建設事業主の団体又は連合団体であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）又は同法第百二十四条に規定する専修学校（以下「学校等」という。）の児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）に対して行う建設事業に対する関心及び理解の増進若しくは学生等の建設事業への就業に必要な能力（以下「職業能力」という。）の開発及び向上を図るための事業又は学校等の教員に対して行う建設事業に対する関心及び理解の増進若しくは学生等の職業能力の開発及び向上の促進を図るための事業を行うもののうち、建設業に必要な人材の育成及び確保の推進を図るために助成を行うことが必要であると認められるものであること。

ヌ　次のいずれにも該当する中小建設事業主であること。

(1)　建設事業以外の事業（以下「新分野事業」という。）を新たに行う中小建設事業主であること。

(2)　その雇用する建設労働者に対し、次のいずれにも該当する教育訓練（以下「対象教育訓練」という。）を行う中小建設事業主であること。

(i)　教育訓練の内容が、新分野事業に従事するために必要な知識、技能若しくは技術の習得又は向上に直接関連するものであること。

(ii)　教育訓練の内容が、業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係るものでないこと。

(iii)　教育訓練の時間が、合計十時間以上であること。

(iv)　教育訓練の指導員が、当該教育訓練の内容に直接関連する職種に係る職業訓練指導員免許を有する者その他当該者と同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(v)　教育訓練を受ける建設労働者が、中小建設事業主に当該教育訓練を開始する日の前日から起算して一年以上継続して雇用されている被保険者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者をいう。）であること。

(3)　賃金の額以上の額の賃金を当該対象教育訓練を受けさせる期間について支払う中小建設事業主であること。

ニ　次のイからヌまでに掲げる者に応じて、当該イからヌまでに定める額

イ　前号イに該当する者　広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助に係る認定訓練の運営に要する経費の額（その額が当該経費につき当該年度において要した額を超えるときは、当該要した額）から当該認定訓練の運営に要する経費について広域団体認定訓練助成金の支給額又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助を受けた額を控除した額の二分の一に相当する額を基準として、厚生労働大臣が定める額